

各 短期入所生活介護  
短期入所療養介護 管理者様

東京都福祉保健局高齢社会対策部  
介護保険課長  
施設支援課長

ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）  
における食費の設定について

日頃より、東京都の高齢福祉、保健医療行政につきましては、格別のご協力いただきまして、厚く御礼申しあげます。

食費の設定につきましては、平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（VOL. 2）（平成24年3月30日付）により周知されているところではありますが、食費の設定変更にあたっては、下記手続きを踏まえ、適正かつ速やかに利用料（食費）の設定をおこなってください。

また、本通知及びQ&Aは東京都介護サービス情報に掲載いたしますのでご確認ください。

記

1 食費の設定（改正内容）

(新) 平成24年度介護報酬改定関係Q&A	← (旧) 平成17年10月改定関係Q&A
特にショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については、入所の期間も短いことから、原則として一食ごとに分けて設定する。	特にショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については、入所の期間も短いことから、一食ごとに分けて設定することが望ましい。

2 食費の設定変更にあたっての注意事項

(1) 運営規程の利用料（食費）の変更（施行年月日の変更含む）

今回の利用料（食費）のみの運営規程の変更の場合は「変更届」不要です。  
他の変更事項（法人及び事業所に関する事項）の「変更届」提出時にあわせて提出してください。

(2) 重要事項説明書の変更にあたっては、利用者への説明・同意が必要です。

○ 食費の設定

問42 食費の設定は、朝食、昼食、夕食に分けて設定すべきか。また、そのように設定した場合の補足給付はどのようになるのか。

(答)

食費は利用者と施設の契約により設定するものであり、朝食、昼食、夕食に分けて設定することも可能である。特にショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については、入所の期間も短いことから、原則として一食ごとに分けて設定する。

利用者負担第4段階の方について、一食ごとの食費の設定をする場合には、利用者負担第1段階から第3段階の方についても一食ごとの食費の設定になるものと考えますが、その際の補足給付の取扱いについては、一日の食費の合計額について、補足給付の「負担限度額」に達するまでは補足給付は行われず、「負担限度額」を超える額について補足給付が行われることとなる。

具体的には、例えば、朝食400円、昼食450円、夕食530円と設定した場合、利用者負担第3段階の方であれば、食費の「負担限度額」は650円であるので、朝食のみ（400円）の場合は補足給付は行われず、朝食と昼食（850円）の場合であれば「負担限度額」との差額200円が補足給付として支給される。

※ 平成17年10月Q&A（平成17年9月7日）問47は削除する。

平成17年度10月改定関係Q&A（平成17年9月7日） **削除**

(問47) 食費の設定は、朝食、昼食、夕食に分けて設定すべきか。また、そのように設定した場合の補足給付はどのようになるのか。

(答)

1 食費は利用者と施設の契約により設定するものであり、朝食、昼食、夕食に分けて設定することも可能である。

特にショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については、入所の期間も短いことから、一食ごとに分けて設定することが望ましい。

2 利用者負担第4段階の方について、一食ごとの食費の設定をする場合には、利用者負担第1段階から第3段階の方についても一食ごとの食費の設定になるものと考えますが、その際の補足給付の取扱いについては、一日の食費の合計額について、補足給付の「負担限度額」に達するまでは補足給付は行われず、「負担限度額」を超える額について補足給付が行われることとなる。

3 具体的には、例えば、朝食400円、昼食450円、夕食530円と設定した場合、利用者負担第3段階の方であれば、食費の「負担限度額」は650円であるので、朝食のみ（400円）の場合は補足給付は行われず、朝食と昼食（850円）の場合であれば「負担限度額」との差額200円が補足給付されることとなる。